
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.321 2022/6/9

1 食物アレルギーに関連する食品表示に関する調査研究事業報告書

6月7日、消費者庁は標記報告書を掲載した。主な内容は次のとおり。

【目次】

1. 即時型食物アレルギーによる健康被害に関する全国実態調査
2. 落花生アレルギーが疑われる患者に対する段階的な落花生経口負荷試験の実効性と安全性の検証
3. 特定原材料等による食物アレルギーの臨床像に関する検討
4. 木の実類アレルギーに対する少量経口免疫療法の有効性と安全性の検証

・ 調査目的

我が国の即時型食物アレルギーの変遷と現状を明らかにし、“食品表示法に基づくアレルギーを含む食品に関する表示”の特定原材料等の妥当性や改正の必要性を検討し、また、同法の遵守の状況を推測する。これ以外にも最新の大規模な食物アレルギーの疫学情報を基礎研究や臨床研究の資料として提供する。

・ 即時型食物アレルギーの原因食物

1) 粗解析 (図2, 表1)

原因食物は鶏卵が最も多く33.4% (2,028例) を占めた。以下、牛乳が18.6% (1,131例)、木の実類が13.5% (819例) であった。前回の調査まで原因食物の上位3品目は鶏卵・牛乳・小麦であったが、今回の調査では木の実類の割合が増加し、第3位となった(前回8.2%、第4位)。落花生までの上位5品目で80.4%を占め、さらに、魚卵、果実類、甲殻類、魚類、大豆、ソバと続いた。木の実類の内訳を表1に示す。クルミが463例(木の実類の56.5%)で最も多く、全体に対する割合は7.6%で、落花生の6.1%より上位であった。次いで、カシューナッツが174例(木実類の21.2%)、マカダミアナッツ45例(木の実類の5.5%)が上位3品目であった。その他は、アーモンド、ピスタチオ、ペカンナッツ、ヘーゼルナッツ、ココナッツ、カカオ、クリ、松の実の報告があった。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/assets/food_labeling_cms204_220601_01.pdf

2 食品表示の適正化に向けた取組について

6月8日、消費者庁は、食品衛生の監視指導の強化が求められる夏期において、食品の表示・広告の適正化を図るため、都道府県等と連携し、食品表示法等の規定に基づき下記の取組を実施することを公表した。その主な内容は次のとおり。

夏期一斉取締りの実施について

国及び都道府県等においては、食品衛生の監視指導の強化が求められる夏期において、食中毒などの健康被害の発生を防止するため、従来から食品衛生の監視指導を強化してきたところですが、例年どおり、この時期に合わせ、食品等の表示の信頼性を確保する観点から、食品表示の衛生・保健事項に係る取締りの強化を全国一斉に実施します（別紙）。

(1) 実施時期：令和4年7月1日から同月31日まで

(2) 主な監視指導事項

ア アレルゲン、期限表示等の衛生・保健事項に関する表示

イ 保健機能食品を含めた健康食品に関する表示

ウ 生食用食肉、遺伝子組換え食品等に関する表示

エ 道の駅や産地直売所、業務用加工食品に関する表示

オ 食品表示基準に基づく表示方法の普及・啓発

https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms214_220608_01.pdf